

## <受け入れ条件>

次のいずれかに該当すると当施設が判断した場合には、催事・行事等を受け入れることはできません。

### (1) 東京都港湾管理条例その他法令等に抵触する恐れがある使用

- ・ 公序良俗を害する恐れがあるもの
- ・ 施設設備を損傷する恐れがあるもの
- ・ 使用の権利の譲渡、担保に供すこと、又は施設を転貸する行為
- ・ 消防用設備（避難経路含む）の機能に支障を及ぼす行為
- ・ 法令等の規制や届出事項を遵守できない恐れがあるもの
- ・ 開催によって、あるいは使用者との調整の過多によって、施設管理者としての日常業務が果たせなくなる恐れがあるもの

### (2) 施設の基本的使命に反する使用

- ・ 客船ターミナルの基本的使命を逸脱する目的での使用
- ・ 開催によって客船ターミナルの基本的使命を阻害する恐れがあるもの
- ・ 船舶の寄航があった場合に、乗降客や観覧者あるいは作業員等の動線が確保できなくなる恐れがあるもの
- ・ 施設管理者として、近隣住民や一般来訪者に理解を得ることが難しいと考える内容のもの

### (3) 管理事務所に対する信用失墜行為

- ・ 客船ターミナルで過去に起きたトラブル等に対して、解決策が盛り込まれていない場合
- ・ 使用許可前の第三者への宣伝や開催周知
- ・ 管理事務所からの問合せや要請に対し、開催責任者が回答や対応をせず、あるいは著しい遅延が見られる場合
- ・ 使用許可後、行事等実施計画書に度重なる変更が見られた場合

### (4) 事故防止及び運営上の支障

- ・ 火気の使用、危険物の持ち込み（小型発電機用燃料など最低限必要なものを除く）
- ・ 集客数の上限が定まっていないもの
- ・ 客船ターミナル内の他の施設（ホール、常設の駐車場等）について、別の者に使用させることが困難になるもの
- ・ ターミナル内のテナント等から基本的な了承が得られていない場合
- ・ 別に掲げる受入条件の遵守が困難と考えられる使用
- ・ その他、管理上支障があるもの

## <免責事項>

次に掲げる事項について、当施設では一切その責を負いません。

- ・ 許可時間中（連続して2日以上使用する場合は夜間を含む）に生じた盗難あるいは持込物の毀損等の損害
- ・ 許可期間中に当施設の瑕疵なく生じた事故等による損害
- ・ 設置物件に起因する一切の損害
- ・ 使用許可を受けられず、あるいは使用許可を取り消され、または使用の制限を受けたことにより使用者及び第三者に生じた損害
- ・ 天災その他不可抗力により生じた損害